

県の半期モニタリング結果について

宮城県企業局水道経営課

1. 上半期モニタリングの概況



- 令和4年度上半期（4～9月度）の指摘件数は7件
- いずれの指摘も運営権者において早期に対応又は改善されたことを確認

○ 事業別／月別

事業／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
大崎広域水道用水供給事業	1				1	1	
仙南・仙塩広域水道用水供給事業							
仙塩工業用水道事業							1
仙台圏工業用水道事業							
仙台北部工業用水道事業							
仙塩流域下水道事業				1			
阿武隈川下流流域下水道事業		1					
鳴瀬川流域下水道事業							
吉田川流域下水道事業			1				
月別計	2	1	1	0	1	2	

- ※ 複数月に継続した指摘は初月に1件としてカウント
- ※ 複数事業に共通する指摘は1件としてカウント

○ 分野別

	経営	維持管理	改築	計
計	1	4	2	7

2. 半期事業報告会の開催状況



1 1月11日（金） 半期・第2四半期業務報告書 および セルフモニタリング結果を受領

半期末から
45日以内に提出

- ※ 県のモニタリング確認様式を用いて内容を確認
- ※ 県の外部アドバイザー（公認会計士等）

1 2月15日（木） 半期事業報告会を開催



1月10日（火） 「モニタリング結果半期報告書（令和4年度上半期）」を 県のホームページで公表

指摘事項①

阿武隈川下流流域下水道事業の水質試験および水質管理に関して、悪質排水の流入等の事実を確認した場合には、放流水質基準の達成、未達に関わらず、県に速やかに報告することとしており、今回、BODについて超過する日があったが、県への報告が行われなかったことを指摘した。

対応結果

- 指摘を受けて運営権者は社内教育を実施。今後は速やかに県に報告し、必要な対応を行うことを確認した。
- なお、放流水質にかかる要求水準は満足していることを確認した。

指摘事項②

水道用水供給2事業、工業用水道3事業の改築体制に関して、設計図書作成業務の委託実施において、管理技術者及び照査技術者には技術士等の有資格者の配置を求めているが、照査技術者の資格が確認できなかった。

対応結果

- 運営権者に対して5月31日付けで有資格者を配置するよう指示し、運営権者は委託者をして6月3日付けで適切な資格を有する照査技術者に変更させた。
- なお、当該設計業務は照査段階に至っていなかったことから、実務上の影響は無かった。

指摘事項①

4月度に引き続き、吉田川流域下水道事業において流入水質基準（BOD及び全窒素）を超過する日があり、県への報告が行われなかったことを指摘した。

対応結果

- 本件は、4月度モニタリング結果における阿武隈川下流流域下水道事業に対する指摘と同様の事案であり、この指摘は6月9日に行ったことから、5月の業務では改善されていないが、指摘後は速やかに県に報告し、必要な対応を行うことを確認した。
- なお、放流水質にかかる要求水準は満足していることを確認した。

指摘事項②

4月度に引き続き、水道用水供給2事業及び工業用水道3事業に関する設計図書作成業務の委託実施において、照査技術者の必要資格が確認できなかったことを指摘した。

対応結果

- 本件は4月度モニタリング結果において指摘した事案であり、本件に対する指摘は5月31日に行ったことから、5月の業務では改善されていないが、6月3日には改善措置済みであることを確認している。

5. 6月度モニタリング結果



指摘事項

仙塩流域下水道事業において、汚泥処理で発生する消化ガスの成分である硫化水素濃度が基準値を超過した期間があったが、県への報告が行われなかったことを指摘した。

対応結果

- 消化ガスは県が発電事業者に対して燃料として売却するため、ガス量と成分について要求水準を設定しているものであるが、今回の基準超過による発電事業者における設備故障等は発生していない。
- 本件は令和4年6月7日に確認された設備故障に起因しており、7月25日に補修対応を完了し、その後のガス成分は基準値を満足していることを確認している。

※本件指摘は7月度においても指摘を継続した。

6. 8月度モニタリング結果



指摘事項

大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場において、急速ろ過池機械設備の定期点検時にバルブを操作させる機器に不具合が発生したことにより、一時的に濁度が上昇し、急速ろ過池出口において濁度0.3度を計測（基準0.1度以下）したため、直ちに設備を停止した。

対応結果

- 機器の不具合を修繕するとともに、捨て水を行い、濁度の低下を確認した後に送水再開した。
- 上記対応により、受水市町村への送水を停止することなく、水の安全・安心に対する影響はなかった。

7. 9月度モニタリング結果



指摘事項①

仙塩工業用水道事業において、9月9日に実施した鶴ヶ谷ポンプ場の定期点検に伴い送水ポンプを停止した際、配水管内の水圧が一時的に上昇した。水圧は許容値内であったが、県が管理する配水管継手部分の経年劣化を原因として仙台市泉区松森地区において漏水が生じ、13事業所への給水を一時停止した。

対応結果

- 運営権者は今後のポンプの起動及び停止時の圧力変動を抑制するために作業手順の見直しを行い、同様事象の再発防止を図った。
- 県は同様の構造をもつ配水管継手部分の補強金具設置と防食対策を実施した。

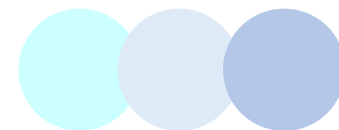
指摘事項②

事務の不備により、全ての事業の月間運転管理報告書及び月間保守点検・修繕報告書の提出期限を2日超過した。（提出期限：月末から15日以内）

対応結果

- 本件を踏まえ、今後は期限内に県と運営権者が相互に提出を確認し合うこととした。

8. 抜き打ち検査の実施状況



水道用水供給事業

- 受水点における水道法20条に基づく水質検査

- 大崎広域水道

7月6日実施 : 田尻受水点（大崎市）、大郷受水点（大郷町）

- 仙南・仙塩広域水道

6月30日実施 : 名取受水点（名取市）、山元山寺受水点（山元町）

流域下水道事業

- 放流水を対象とした下水道法、水質汚濁防止法に基づく水質検査

- 仙塩流域下水道 9月16日実施

- 阿武隈川下流流域下水道 9月16日実施

- 鳴瀬川流域下水道 9月20日実施

- 吉田川流域下水道 9月20日実施

全ての検査において、水質基準を満足していることを確認した。

9. 令和4年度モニタリングに関する今後の予定



- | | |
|------|-------------------------|
| 2月下旬 | 第2回経営審査委員会 議事録の公表 |
| | ： |
| | ： |
| 6月下旬 | 年間業務報告書提出期限（年度末から90日以内） |
| 8月頃 | 年間業務報告に係るモニタリング結果の公表 |
| 9月頃 | 令和5年度第1回経営審査委員会 |
| 10月頃 | 令和4年度業務に対する答申 及び 議事録の公表 |

※ 予定は変更となる場合があります。

10. 令和4年12月に発生した濁度上昇事故について①

1 事故発生直後の対応

- 高区調整池から下流の制御室や受水点において水質試験を実施。
- 水質は水道法の水質基準を満足していたが、濁度については要求水準を上回っていたため、送水管路の途中にある複数の排水施設から水道用水を排水することによって濁度の低下を図った。
- 結果として、松島受水点において最大濁度「0.4度」を計測。
(県基準0.1度以下)



1 1. 令和4年12月に発生した濁度上昇事故について②

2 モニタリング基本計画書に基づく改善命令

- 水質に関する県基準未達として「違反レベル3」に該当。
- 運営権者に対して令和4年12月21日付けで改善命令を通知。
- 令和5年1月12日付けで運営権者より改善計画書を受領。

3 今後の対応

- 改善計画書に記載された対策の実施完了を確認するとともに、同種の点検業務に臨場して改善を直接確認。
- 対策完了後も、本事案を踏まえた危機管理マニュアルへの対応手順の追加や継続的な研修の実施に取り組む。